

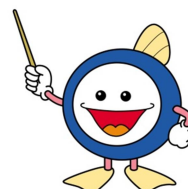
# 水洗便所改造資金の融資あっせん及び

## 利子補給制度

公共下水道が整備されましたら、一日でも早く宅内の排水設備工事を行っていただくために、くみ取便所を水洗便所に改造される方、下水を排水する設備工事をされる方に対し、改造資金の融資あっせんを行っています。

| 融資内容   |                   |
|--------|-------------------|
| あっせん額  | 50万円以内            |
| 利率（年利） | 3.50%             |
| 対象工事   | 処理開始から<br>5年以内に完了 |
| 償還期間   | 3年以内              |

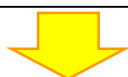
※この利率の適用期間  
令和8年4月1日から  
令和9年3月31日まで



下水道マスコットキャラクター「スイスイ」

### 申込資格は・・・

- ★公共下水道が使える建物の所有者、又はその所有者の同意を得た方
- ★融資の償還について、取扱金融機関が弁済能力を有すると認めた方
- ★市税や受益者負担金等を滞納していないこと
- ★下水の処理開始の日から5年以内に行う改造工事であること
- ★ **連帯保証人（別世帯の方）** を1名たてられる方



- 市内に住所のある方
- 弁済能力があること
- 市税や受益者負担金等を滞納していないこと

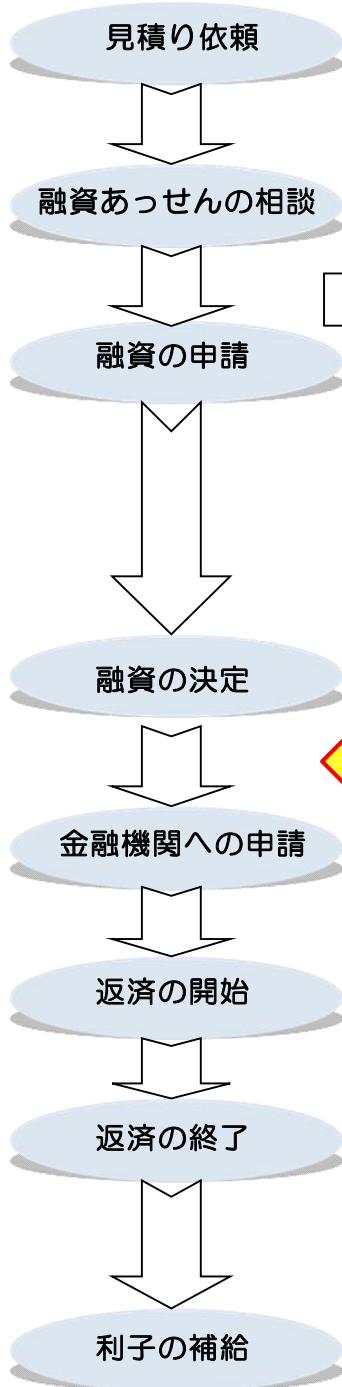
### ◆利子を助成します◆

融資にかかった利子を、融資完済後に市が全額又は一部補給します。

| 下水道処理開始の日から<br>工事完了の日までの期間 |      |
|----------------------------|------|
| 1年以内                       | 100% |
| 1年を超え2年以内                  | 80%  |
| 2年を超え3年以内                  | 50%  |



# 【資金融資の流れ】



指定工事店に排水設備工事の見積りを依頼する際に、融資あっせん制度を利用する予定であることを伝えてください。

取扱金融機関の融資要件等がありますので、借入しようとする金融機関に融資をご相談ください。

指定工事店が決まったら！

下記の書類を準備し、下水道課に申請してください。

- ◎申請書・・・・・・・・下水道課
  - ◎印鑑登録証明書・・・・市民課
  - ◎所得証明書・・・・市民課
  - ◎完納証明書・・・・税務課
  - ◎指定工事店の見積書
- } 申請者・  
連帯保証人  
各1通

金融機関との協議後、融資あっせん決定の可否を通知します。

決定通知後に工事を始めてください

融資あっせんの決定通知を受けた方は、決定通知書及び必要書類とともに金融機関で借入手続きを行ってください。

毎月、元利均等払いで返済を行っていただきます。

返済が終了したら、金融機関から完済証明書をもらい、下水道課に利子補給の申請を行ってください。

- ◎申請書・・・・・・・・下水道課
- ◎完済証明書・・・・借入先金融機関

申請に基づき、下水道課から指定の口座へ補給分を振り込みます。

**取扱金融機関（市内の本支店及び出張所）**

- ◆宮崎銀行 ◆宮崎太陽銀行 ◆宮崎第一信用金庫
- ◆宮崎県農業協同組合 ◆九州労働金庫
- ◆宮崎県南部信用組合



問合せ先  
日南市役所下水道課 管理係  
電話 0987 - 23 - 9977

